

専決処分

◎議案第1号「専決処分した事件の承認について」

ふるさと寄附金の増額により、緊急に予算補正する必要が生じたため、総額で2億3701万9千円を追加したものです。

条例

◎議案第28号「宿毛市個人情報保護法施行条例の制定について」

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報保護の保護に関する法律」の一部が改正され、個人情報保護に関する規定が同法に一元化されることに伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

◎議案第29号「宿毛市男女共同参画推進協議会条例の制定について」

男女共同参画の実現を目指し、男女共同参画を効果的かつ総合的に推進するうえで必要な事項を協議するため、地方自治法第138条の4第3

項の規定により、本条例を制定するものです。

◎議案第31号「宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」

動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、犬のマイクロチップ情報登録制度が開示されたことに伴い、マイクロチップ情報を登録した飼い主は、市への登録申請が不要となることから、当該登録申請手数料を徴収しないこととするため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第35号「宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

「宿毛市いきいきふれあいセンター」における「すくもいきいきサロン」を回数券によって利用できるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第36号「宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

健康保険法施行令の一部が改正され、令和5年4月1日から出産育児一時金が48万8千円に増額されることに伴い、

本条例の一部を改正するものです。

◎議案第39号「宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について」

「沖の島・片島航路」における新船の就航に向け必要な事項を規定するため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第42号「宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について」

国の基準に基づき消防団員の報酬年額を3万4000円から3万6500円に引き上げるなど、消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第51号「宿毛市議会の個人情報保護に関する条例の制定について」

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「個人情報保護の保護に関する法律」の一部改正に伴い、法律の対象外となる議会における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

その他

◎議案第43号から議案第46号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」

土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町の4市町村との間で個々に締結した「定住自立圏の形成に関する協定」において連携して取り組むこととしていた四万十市における「看護系4年制大学の誘致」について断念したことから、当該取り組みについて、それぞれの協定から削る変更を行うものです。

◎議案第47号・議案第48号「市道路線の変更について」

市道「坂ノ下田ノ浦線」及び市道「駅前3号線」の2路

線について、道路法第8条第2項の規定により、市道の路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第49号・議案第50号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

沖の島辺地、西部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。



人事案件

次の人事議案を承認しました。

◎議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について

黒萩幹男（くろはぎ みきお）氏（新任）